

## 新潟市療育手帳制度要綱

### (目的)

第1条 この制度は、知的障がい児（者）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援護措置を受け易くするため、知的障がい児（者）に手帳を交付し、もって知的障がい児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。

### (交付対象等)

第2条 手帳は、新潟市児童相談所もしくは新潟市知的障がい者更生相談所（以下「児童相談所等」という。）において知的障がいであると判定された者（以下「知的障がい者」という。）に対して交付する。

### (手帳の名称及び記載事項)

第3条 手帳の名称は「療育手帳」とする。

2 手帳の主な記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 知的障がい者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (2) 障がいの程度（重度とその他の別）
- (3) 保護者（親権を行う者、配偶者、後見人、その他の者で知的障がい者を現に監護する者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び知的障がい者との続柄
- (4) 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引の種別
- (5) 療育・相談等の記録

3 市長は、知的障がい者の福祉の便に供するため、第2項各号に掲げる事項のほか、必要な事項を手帳に記載することができる。

### (交付手続)

第4条 手帳の交付の申請は、申請書に知的障がい者本人の写真を添付して、知的障がい者又はその保護者が、知的障がい者の居住地を管轄する福祉事務所長（以下「管轄福祉事務所長」という。）を経由して行う。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、児童相談所等における判定結果に基づき手帳の交付を決定し、管轄福祉事務所長を経由して申請者に手帳を交付する。

3 新潟市以外の市町村から本市に転入した知的障がい者で新潟県発行の手帳を所持する者は、第1項の規定にかかわらず、申請書に当該手帳の写しを添えて手帳の申請を行うことができる。この場合において、第2項の規定により療育手帳の交付を受けているものとみなし、児童相談所等の判定を受けないことができる。

さらにこの場合において、児童相談所等は知的障がい者又はその保護者の申し出により、前住所地における判定資料を取り寄せ、今後の一貫した指導に活用するものとする。

### (交付後の障がいの程度の確認)

第5条 市長は、手帳の交付を受けた知的障がい者の障がいの程度を確認するため、原則として手帳交付後2年ごとに児童相談所等において判定を行うものとする。ただし、障がいの状況等を勘案し、2年に満たない時期又は2年を超える時期を指定して実施して

も差し支えない。

(記載事項の変更の届出)

第6条 手帳の交付を受けた知的障がい者又はその保護者は、別に定める手帳の記載事項に変更が生じたときは、管轄福祉事務所長を経由して、市長に届け出て記載事項の訂正を受ける。

(実施細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、現に市内に住居を有する者であつて、新潟県療育手帳制度要綱の規定により、新潟県の療育手帳の交付を受けている者については、この要綱の規定による療育手帳の交付を受けている者とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。